

協定書

金

戸の重要書類の綴りに小作争議  
関する「協定書」があつた。昭  
和四年頃から始まつた小作争議が昭和  
七年に妥結がなり、昭和八年一月三十  
一日に協定が成立し誓約・調印してい  
る。

東礪波郡南山田村金戸在住耕地所有  
者松田光一外 名ハ南山田村実農組合  
ト小作條件改善ニ関シ協定スルコト左  
ノ如シ

第一、地主及小作人ハ互ニ情誼ヲ重  
シ親睦ヲ旨トシ和衷共同シテ居村ノ平  
和・福利ノ増進ヲ図リ以テ共存共榮ノ  
実ヲ挙グルニ努力スルコト

第二、地主ハ小作権ヲ認ムルコト  
但シ公約又ハ文書ニ依リ**一作卸**(孫  
**小作**)ナルコト明ラカナルモノハ小作  
権ヲ認メズ

第三、**増米**ハ一作卸ノ場合ノミ之ヲ認  
メ其他ノ場合ハ之ヲ認メズ  
但シ本協定ニ際シ特別ノ事情ニ依リ  
新ニ地主小作人間ニ於テ合意成リタル  
モノハ小作権アルモノト雖モ**増米**ヲ認  
ム

第四、地主ハ小作人ガ自由ニ小作権ヲ  
売買スルコトヲ認ムルコト

第五、小作人ガ小作権ヲ売買シタル場  
合、買受人ハ遅滞ナク**売買価格ノ一割**  
ヲ地主ニ納付スルコト

但シ小作人ガ金銭又ハ其他ノ利得ヲ  
條件トセズシテ小作権ヲ交換シタル場  
合ハ右金員ヲ納付スルノ必要ナキモ其  
ノ都度地主ニ通知スルコト

第六、小作人ガ小作権ヲ担保トスル場  
合ハ**債務額ノ二割**ニ当ル金員ヲ地主ニ  
預ケ入レ担保復帰ノトキハ地主ハ該金  
員ニ預ケ入レ期間ニ対スル法定利子ヲ  
附シ小作人ニ返還スルコト

若シ小作権ガ担保流レトナリタルト  
キハ地主ヘ該金員を収得シシ小作人ニ  
返還スル義務ガナキコト

第七、小作人ガ小作権ヲ売却セントス  
ルトキハ先ズ**地主ニ通知**シ地主ニ於テ  
買取リ意志ナキ旨ヲ表示シタル後ニア  
ラザレハ之ヲ売却スルコトヲ得ズ

第八、地主ガ土地ヲ売却セントスルト  
キハ先ズ**小作人ニ通知**シ、小作人ニ於  
テ買取ノ意志ナキ旨ヲ表示シタル後ニ  
非ラザレバ之ヲ他ニ売却スルコトヲ得  
ズ

第九、地主ハ昭和八年度ヨリ小作人ニ  
対シ年貢米一石ニ付キ七升四合ノ**減租**  
**米**ヲ交付スルコト

第十、年貢米ハ毎年十二月二十日迄ニ

隣村ノ等級米ヲ以テ各小作人ヨリ直接  
各地主ヘ納入スルコト

台十一、不作、凶作等不可抗力ニ因ル  
減収ノ場合地主ハ年貢米ヲ減免スルコ  
ト此ノ場合減免率並ニ等級ハ隣村並ト  
ス

但シ宅地山林ノ年貢米ハ豊凶ニ拘ラ  
ズ減免セズ

第十二、普通土木費ハ地主ノ負担トス  
第十三、臨時土木費ハ其ノ五割五分ヲ  
所有権者ノ負担トシ其ノ四割五分ハ小  
作権者之ヲ負担ス

但シ第三項但書ニ該当スル小作権者  
ハ之ヲ負担セズ

本協定ハ昭和八年ヨリ実行ス、本協  
定前ニシタル小作権ノ売買、担保入  
レハ速カニ地主ニ通知シ置クコト

昭和七年度ノ**小作料ハ四割減免**(不作  
ニ因ル減引ト争議費用トヲ含ム)シ**丁**  
**米**(ていまい、下級米)ヲ以テ納入ス  
ルコト

右協定成リタルコトヲ誓約シ後日ノ  
為当事者双方並ニ立会人左ニ記名調印  
ス

昭和八年一月三十一日

地主 中川孝久 朝日八左衛門

松田孝道 中川尚三

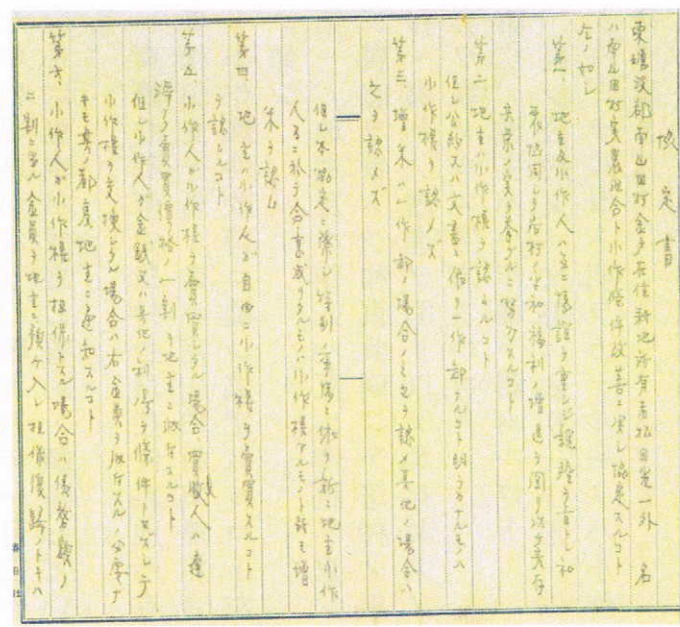
石橋太三 朝日八次郎

杉本清太郎 朝日八次郎

宮塚市郎

松田助左衛門 高倉甚三郎  
東頭正雄  
南山田村実農組合代表

河原治作  
立会人 二宮 洗平 河合宅蔵  
藤田理兵衛 東頭正雄



昭和八年調印の協定書

金戸の「おやっさま」

金戸の「おやっさま」が誰であったかがこの協定で分かり、「なかつちやま百姓」とは地域的にも違うことも分かる。意外なのは藩政時代からの人別帳などで金戸で一番格の乗松家

がないことである。本家の藤左衛門が北海道へ退転したが、分家筋の松田家が「おやっさま」であり、その分家である松田孝道が名を連ねているのも不思議である。また明治以後に実力を付けてきた杉本の分家である中川が筆頭地主となっている。明治八年の土地原簿で筆頭地主のひとりであった中仙道や盛田がない。封建制が崩壊し明治近代の実力主義の時代性を思わせる。

小作権ヲ認ムルコト

富山県の小作争議が他県と違い小作権の確立であったように、第二條に「地主ハ小作権ヲ認ムルコト」が挙げられている。しかし小作権と引き替えにか第三条では小作人を経済的に圧迫していた増年貢や帽子米の「増年貢」が合法化されて、どれだけ割合があったのか不明であるが、一年限りの一作卸の小作料の負担増が認められるようになった。さらに但書では両者の話し合いで小作権のある耕地でも増米が許される事もあるとなれば、増年貢がどれだけ改善されたか疑わしいものがある。

第四條では砺波地方では「慣行小作権」として認知されていた小作権売買

が地主への通知だけで出来るようになった。しかし第五條では売買した価格の一割を地主へ支払うのであった。また小作権を担保として融資を受けることも認められたが、債務の二割を保証金のように払ったり、流れたときは保証金が返済されないなど地主が優遇されている感が否めない。第七條では小作権を売買するにしても地主の意思確認、地主が土地を売るにしても小作人の意思確認が必要と定められているのは、地主の恣意による土地の取り上げや売買が公平化されたといえるのであろう。

